

つくば市告示第223号

つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 防犯カメラ設置事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、市内の犯罪に対する抑止力の向上を図り、もって安全・安心なまちづくりの推進に資することを目的として予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 地域における犯罪の防止のために特定の場所に常設するカメラで、公道等の公共空間の不特定の人、車両等の動きを継続的に撮影することができ、かつ、画像記録装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 地域団体 市内の区会、自治会等の住民自治組織、商店会、消防団、自主防犯活動団体その他の一定の区域の住民により構成される団体をいう。

(対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体は、補助金の交付を受けようとする防犯カメラの設置について、国、他の地方公共団体等から助成を受けない地域団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を表示する表示板等の購入費及び設置工事費

2 次に掲げる経費は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既存設備の撤去又は移設に係る経費
- (2) 土地の造成に係る経費
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 防犯カメラの維持、管理等に要する経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、防犯カメラ1台につき20万円を限度とする。

2 一の地域団体が補助金の交付を受けることができる防犯カメラの台数は、3台までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請は、様式第1号により行うものとする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、次の各号のいずれにも該当する日とする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする年度の12月末日までの日
- (2) 事業着手予定日の14日前の日（事業着手予定日の14日前の日が当該年度の4月1日前の日である場合は、4月1日）

3 規則第4条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) つくば市防犯カメラ設置事業計画書（様式第2号）
- (2) 地域団体の規約及び役員名簿
- (3) 設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図
- (4) 設置箇所の現況写真
- (5) カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類
- (6) 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- (7) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類
- (8) 管轄警察署との協議経過書（様式第3号）
（補助金の交付等の決定の通知）

第8条 規則第7条に規定する通知は、様式第4号により行うものとする。

2 前項の様式には、別記に掲げる交付の条件を記載するものとする。

（申請内容の変更の申請等）

第9条 規則第12条の2に規定する申請は、様式第5号により行うものとする。

2 市長は、規則第12条の2に規定する承認をしたときは、当該申請をした者に対し、速やかに様式第6号により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条第1項に規定する報告は、様式第7号により行うものとする。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 領収書等経費の支払を証明する書類（明細が分かるものに限る。）の写し
- (2) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (3) 防犯カメラ管理運用規程の写し

（補助金の額の確定の通知）

第11条 規則第14条に規定する通知は、様式第8号により行うものとする。

（補助金の交付の請求）

第12条 規則第15条の2第2項に規定する請求は、様式第9号により行うものと

する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 団体の責務に関すること。	防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
2 防犯カメラの設置に関すること。	(1) 防犯カメラの撮影範囲の2分の1以上が公道（不特定の人、車両等が通行する私道を含む。）であり、特定の個人、建物等を撮影する目的のものでないこと。 (2) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ること。 (3) 防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会の開催等により周辺住民の同意を得るよう努めること。 (4) 防犯カメラを設置している旨及び地域団体名を防犯カメラの取付け位置等に表示すること。 (5) 防犯カメラの稼働時間は、1日当たり24時間とすること。 (6) 設置場所の選定に当たっては、管轄の警察署と十分協議し、防犯カメラが犯罪の抑止、未然防止及び早期解決に効果的な設置となるよう努めること。
3 防犯カメラの管理に関すること。	(1) 防犯カメラの管理責任者及び操作責任者を選任すること。 (2) 防犯カメラを操作する者を選任し、当該者以外の者には防犯カメラを操作させないこと。 (3) 定期的に点検を実施し、防犯カメラの適正な維持管理

	<p>を行うこと。</p>
<p>4 画像等の管理 に関すること。</p>	<p>(1) 画像は加工することなく、撮影時のまま保管すること。</p> <p>(2) 設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複製し、又は複製しないこと。</p> <p>(3) 画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。</p> <p>(4) 無線LAN、インターネット回線等により映像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流出しないよう、暗号化等の必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) 画像データは、原則として14日間保存し、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は、上書きを自動的に行うこと。</p> <p>(6) 記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行うこと。</p> <p>(7) 記録された画像データは、設置目的以外の目的のために利用又は提供をしないこと。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。</p> <p>ア 法令に基づく場合</p> <p>イ 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合</p> <p>ウ 捜査機関から犯罪、事故の捜査等のために情報提供を求められた場合</p> <p>(8) 管理責任者は、防犯カメラの設置、管理運用等に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に措置を講ずること。</p>
<p>5 防犯カメラ管</p>	<p>次に掲げる事項を定めた防犯カメラ管理運用規程を定め</p>

<p>理運用規程</p>	<p>ること。</p> <p>ア 防犯カメラの設置目的</p> <p>イ 防犯カメラの管理責任者及び操作責任者</p> <p>ウ 防犯カメラを操作する者の制限に関すること。</p> <p>エ 防犯カメラの設置場所及び設置台数</p> <p>オ 撮影した画像の保存方法、保存期間及び廃棄方法</p> <p>カ 撮影した画像の利用及び提供の制限に関すること。</p> <p>キ 苦情処理に関すること。</p>
--------------	--

別記（第8条関係）

交付の条件

- (1) 別表に定める防犯カメラの設置、管理運用等の基準を遵守すること。
- (2) つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書及びその添付書類の内容に変更が生じたとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。この場合において、必要があるときは速やかにつくば市防犯カメラ設置事業補助金変更・中止・廃止承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、つくば市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書に、第10条第2項に定める書類を添えて市長に提出しなければならないこと。
- (4) 補助金の交付を受けようとするときは、つくば市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書により市長に請求しなければならないこと。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。
 - ア 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金の交付の条件に違反したとき。

- (6) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還しなければならないこと。
- (7) その他つくば市補助金等交付適正化規則及びつくば市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。